

西宮市中小企業勤労者福祉共済  
人間ドック受診補助金交付制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市中小企業勤労者福祉共済条例（昭和47年条例第45号）第8条の規定に基づき会員が市の指定する医療機関が実施する人間ドックを受診した場合、補助金を交付するため必要な事項を定める。

(指定医療機関と検診内容及び補助金額)

第2条 指定医療機関、検診内容及び補助金額については別表の通りとし、1年度内1回限り交付するものとする。

(手続き)

第3条 会員が補助金の交付を受けようとするときは、交付事由が生じた日から起算して3月以内に人間ドック補助金申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときはこの限りでない。

2 会員は、前項の申請をする場合、人間ドック補助金申請書の受診証明欄に指定医療機関の確認印を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、会員が補助金の交付を受けようとするときは、令和5年3月31日までに人間ドック補助金申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第4条 人間ドック補助金の交付は、加入者（事業主）を受領代理人として加入者の指定する預金口座に振り込むものとする。

(交付の制限及び返還)

第5条 市長は、会員が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたことが判明した場合は、補助金を交付せず、又は、ただちに返還させるものとする。

付則

この要綱は、昭和51年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

指定医療機関	指定コース	補助金額
(一財) みどり健康管理センター 吹田市垂水町3丁目2番5号	半日ドック	10,000円
(公財) 兵庫県予防医学協会健診センター 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号	半日ドック	10,000円
西宮市立中央病院 西宮市林田町8番24号	1泊2日(一般)	10,000円
	1泊2日(脳付)	10,000円
	1泊2日(肺付)	10,000円
	1泊2日(脳・肺付)	10,000円
	1日ドック	10,000円
	半日(一般)	10,000円
	半日(脳付)	10,000円
	半日脳ドック	10,000円
	半日肺ドック	10,000円
	半日心臓ドック	10,000円
(一社) 西宮市医師会 西宮市医師会診療所 西宮市染殿町8番3号	シンプルコース	1,000円
	Aコース	3,000円
	Bコース	5,000円
	Cコース	8,000円
	スペシャルコース	8,000円
(公財) 尼崎健康医療財団 市民健康開発センターハーティ21 尼崎市南塚口町4丁目4番8号	泊ドック	10,000円
	半日ドック	10,000円
	2時間人間ドック	3,000円
医療法人財団 ヒューマンメディカル 尼崎新都心病院 尼崎市潮江1丁目3番43号	1日ドック	5,000円

指定医療機関	指定コース	補助金額
阪和インテリジェント医療センター 大阪府堺市中区深井北町3-1-76番地	1日ドック	8,000円
KKC ウェルネス 神戸健診クリニック 神戸市中央区磯上通8丁目3番5号 明治安田生命神戸ビル12F	半日ドック A	8,000円
	半日ドック B	8,000円
	半日ドック C	8,000円